

千葉県立京葉高等学校 部活動に係る活動方針

1 目標

- (1) 教育活動の一環として捉え、健康な心身の発達と豊かな人間形成を促す。
- (2) 生涯学習の一環として、将来にわたり活動する資質を高める。
- (3) 自他の健康・安全に留意し、危険を予測、回避、対処できる能力を養う。
- (4) コミュニティ・スクールの活動として、地域社会に貢献する資質を養う。

2 基本方針

- (1) 生徒が自主的・主体的な活動ができるよう、顧問・指導者は指導・助言を行う。
- (2) 運営にあたっては、指導方針、指導内容、活動時間、会計処理などを明確にし、保護者との連携を図るとともに、生徒が、充実した学校・家庭生活を送ることができるよう、バランスのとれた活動計画を作成する。
- (3) 短時間で効果の得られる合理的で、かつ効率的・効果的な指導を実施する。
- (4) 顧問・指導者が安全に配慮するとともに生徒自身が危険を予測、回避、対応ができるよう安全指導に取り組む。

3 活動時間及び日数

(1) 活動時間

平日は、2時間程度、週休日・祝日・長期休業中は、3時間程度（練習試合や大会及び合宿等を除く）とする。

(2) 休養日

平日1日以上、週休日1日以上、週2日以上を基準とする。長期休業中もこれに準ずる。

(3) その他

ア 定期考査1週間前（週休日・祝日含む）は活動を行わない。ただし、考査最終日を含めて、10日以内に高体連、高野連、高文連主催の大会及び行事があり、やむを得ず活動を希望する場合は、特別練習願を提出し、校長の決裁を得たうえで、全職員に周知する。

イ 長期休業中の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は、校長の決裁を得る。

ウ 平日の休養日の変更は、原則として、平日は4週間の範囲の中で振替える。週休日の休養日は、原則その月を含め12週以内に振替える。

4 大会等への参加

部活動として参加する大会等は、以下に該当するものとする。

県高体連・県高野連・県高文連の主催・共催、後援の大会等
その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める。

5 部活動の運営

- (1) 入・退部・休部に関する手続きについては別途定める。
- (2) 部員名簿を作成し、緊急時連絡先を把握する。
- (3) 顧問・指導者が注意すべき事項
 - ア 練習は、顧問・指導者の監督・指揮のもとで行い、生徒が安心して活動に取り組めるよう、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
 - イ 年間活動計画・各学期ごとの活動計画書及び実績報告書を作成し、校長に提出して決裁を得る。各学期ごとの活動計画書は、生徒・保護者に提示する。
 - ウ 家庭（保護者）との連絡に体制を確立する。
 - エ 安全に活動が実施されるよう、安全指導等を充実させる。
 - オ 校内に顧問がいるが、活動に立ち会えない場合は、生徒の成長段階に応じた活動内容とするとともに、安全に配慮した活動となるよう生徒と共有を図る。
 - カ 緊急時の対応については、危機管理マニュアルに従い、迅速に対応する。
- (4) 大会参加・対外練習試合等
大会及び対外練習試合等への参加は、日頃の活動の成果が最大限に発揮されるよう、目的等を明確にし、生徒・保護者の理解を得た上で実施する。
- (5) 活動費について
 - ア 生徒会から活動費を支出（補助）する。
 - イ 部費の徴収をするときは、使用目的を明確にし、生徒・保護者等に過度の負担とならないようにする。部費は、校長名義の通帳で管理する。
また、徴収に当たっては、校長の決裁を受け、校長名で保護者あてに連絡するとともに出納簿を作成する。
 - ウ 部費については、年度末に校長の決裁を得たうえで保護者あてに会計報告を行う。
 - エ 合宿を行う場合には、あらかじめ校長の決裁を受け、校長名で保護者あてに文書にて、計画を示し、費用の徴収を行う。
 - オ 合宿終了後は、校長の決裁を得たうえで保護者あてに速やかに会計報告を行う。
 - カ 会計書類は、事務室で5年間保存する。

6 指導上の留意点について

- (1) 生徒・保護者との報告・連絡・相談を十分に行い、信頼関係に基づいた部活動経営をする。
- (2) 外部人材の活用については、学校部活動基本方針や各部の指導方針について、十分理解を得た上で、校長の承認のもと、指導を依頼する。
- (3) 部員の掌握をする。（出欠席や見学、生徒相互の人間関係の把握と指導）
- (4) 挨拶の励行について指導を徹底する。
- (5) 用具の管理をする。施設・用具の安全点検、コート整備、道具類の後始末などについて指導し責任をもつ。
- (6) 部室の管理をする。施錠や使用状況の把握、室内美化、盗難などが発生しないよう留意する。